

死亡した外国人に係る外国人登録原票の写しの交付を請求する際に必要となる本人等確認書類

	必要となる書類等
1 同居の親族又は配偶者等が請求する場合	・ 請求者の本人確認ができる書類（注1参照）のコピー
	・ 請求者の住民票の写し（30日以内に作成され、個人番号の記載がないものに限ります。なお、コピーは認められません。） （注2参照）
2 同居の親族又は配偶者等の法定代理人が請求する場合	・ 法定代理人の本人確認ができる書類（注1参照）のコピー
	・ 法定代理人の住民票の写し（30日以内に作成され、個人番号の記載がないものに限ります。なお、コピーは認められません。） （注2参照）
	・ 法定代理人の資格を証明する書類（30日以内に作成されたものに限ります。なお、コピーは認められません。）（注3参照）
3 同居の親族又は配偶者等の任意代理人が請求する場合	・ 任意代理人の本人確認ができる書類（注1参照）のコピー
	・ 任意代理人の住民票の写し（30日以内に作成され、個人番号の記載がないものに限ります。なお、コピーは認められません。） （注2参照）
	・ 任意代理人の資格を証明する書類（30日以内に作成されたものに限ります。なお、コピーは認められません。）（注4参照）

注1 本人であることが確認できる書類とは、運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等が該当します。なお、個人番号カードのコピーを提出する場合には、個人番号の記載がない表面のみのコピーを提出してください。

注2 やむを得ない理由により住民票の写しが提出できない場合、出入国情報開示係に事前に相談してください。

注3 法定代理人の資格を証明する書類とは、戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書、後見登記の登記事項証明書等が該当します。

注4 任意代理人の資格を証明する書類は、委任状が該当します。委任状を提出の際は、①委任者の実印により押印した上で、印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたもの）を添付するか、又は②委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対して一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

注5 必要となる書類等に記載されている氏名及び住所が婚姻や転居等によって、請求書に記載している氏名及び住所と異なる場合、請求書と同一の氏名及び住所が記載されているほかの必要となる書類等を御用意ください。